

市では、風通しのよい開かれた市政を実現するために、市内の自治会をはじめ、自主的な地域活動を行っているグループ等を対象に、市長が市民の皆さんの生の声を聴く「座ぶとん会議」を開催しています。

第20回長浜市の玄関口、観光と市民の憩いのまち

大島町自治会

今回は「北ビワコホテル グラツィエ」を会場に大島町自治会の皆さんとお話をさせて頂きました。ここは、琵琶湖に面し、豊公園をはじめとする公共施設や大型宿泊施設が集積されているという点で特殊な地域です。

懇談の中では、まず市民プールの移設後の跡地利用について質問をいただきました。現在の市民プールは完成から既に33年が経過し、老朽化も激しいため、神照運動公園への移転を検討しているところと、市民の皆さんにとって利用しやすい、親しみを持てる施設となるよう検討していきたいと思っております。

現在の市民プールの跡地は有効に活用できるよう、豊公園の全体的な計画の中で検討していきたいと思っております。大島町自治会は、地理的環境に恵まれ、様々な施設が充実した素晴らしい環境の中にあります。その反面、多くの人が訪れることから、公共施設等の駐車場の不足や、道路が通り抜けできないため、イベント時や花見の季節には道路が渋滞します。その結果、住民の皆さんの生活に支障をきたしてしまっているため、何とかならないかとお話をいただきました。豊公園は都市計画決定から既に57年が経過しており、今の車社会に対応しきれないまま、施設のほとんどが老朽化しています。今回話題に上った駐車場問題や交通環境問題については、

豊公園の長期的なリニューアルを考えた中で、検討していかなければならないと思っております。

豊公園は、市民の皆さんの憩いの場であるとともに、観光客の皆さんにとっても、長浜を代表する都市公園です。大島町は、そこを訪れる人に開かれた地域であるとともに、住民の皆さんの生活の場といった両面を持つ特殊な地域です。このようにいくつもの顔を持つ地域であるがゆえに、住民の皆さんには大変ご迷惑、ご不便をおかけしていることにお詫びを申しあげます。地域にお住まいの皆さんには、市の観光の場、市民の憩いの場であるということをご理解をいただいている、ご協力をいただきたいと思います。

今後、長浜の観光地、そして市民の憩いの場の代表であるこの地域を皆さんより一層楽しんでいただくため、豊公園をはじめとする周辺施設を整備していかねばならないと思っております。



第21回「結いの心」でまちづくりを！

小谷丁野町自治会

小谷丁野町会館にお集まりいただき開催した第21回座ぶとん会議。今回は、浅井家とゆかりが深く、その発展とともに栄えてきた地域です。浅井家の心持ちも、つかりと今に受け継がれています。

今回は、町内の圃場で田植え体験をさせて頂いた後、皆さんと主に農業について懇談を行いました。懇談の中では「農業は邪魔者扱い。数も減り、農業に對しての理解が得にくく、仕事がやりにくい。」と現状を嘆く声があつた一方、「農村を守る役割など、農業の多面的効果をもっとアピールする必要がある。」と、今の集落内の環境を維持していけるか不安。将来に向けてどうすれば、と次世代のことを思っている意見もいただきました。農業は国の礎であり、湖北の最大の産業です。農業を大きく左右されているのは、国の政策が大きく左右されています。生産者は安全な食料をできるだけ安く消費者の皆さんに提供し、消費者そのことに感謝の心を持たねばなりません。昨今、常識が社会全体に欠落してきたのではないかと感じます。合理的で快適な生活に慣れてしまつて、失われてきているものが多くあるのではないのでしょうか。

農業は食料の確保、農地の保全といった役割を担っています。また、田んぼは水を溜めて水害から地域を守るダムとしての機能も持ち、環境保護、防災の観点からも、大変重要です。ぜひ集落内でも、農地の多面的な機能や農業の重要性を再認識していただくことはもちろん、生産

者を尊敬する意識の改革にむけて活動を進めていただければと思います。

また、鳥獣害についてもお話をいただきました。特に小谷山の裾野はひどく、イノシシが国道365号線を超えて集落の方にも出てくるようになって困っているとのことでした。鳥獣害対策には、完璧な手法はなく、様々な手段を用いてコツコツと粘り強く取り組んでいくしかありません。鳥獣害は長浜市だけではなく全国的な問題です。国はもちろん、市でも独自の予算措置を行い、獣害対策室を設けて積極的に対策を進めていくところと、

今回の懇談で、農業や地域、そしてそこに住む人々を守るには、やはり「結いの心」が大切なのではないかと思われました。

自治会の皆さんが、地域のことを真剣に考えてくださっているのは大変素晴らしいことです。もちろん歴史や文化、観光産業は大切なことですが、自分たちが住むまちを自分たちの手で守り、盛り上げていくために活動して下さる人材は長浜の財産ではないかと思っております。そういう市民力を全市政的に高めて新しい長浜市を目指していきたいと思っております。



まちなか暮らしのお手伝い

住宅の新築（購入）に助成金を交付します

市では、平成21年6月に内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地の活性化基本計画に基づき、民間と公共それぞれの分野において様々な事業を実施しているところです。

基本計画に掲げている目標の一つであるまちなかの定住人口の増加を実現し、まちなかが長い間担ってきた文化・コミュニティの中心性を継承するため、まちなか<sup>\*1</sup>において、市内本店業者<sup>\*2</sup>で住宅等を新築（購入）される場合に建築（購入）費用を助成する新制度を設けました。

助成を受けるには工事着工の前に、事業計画について、市の認定を受ける必要があります。

★まちなか住宅建築等助成金

【助成額】 助成対象経費の1/20

【限度額】 通常60万円 最大220万円

- 1) 一般住宅を新築（購入）する場合 60万円
- 2) 二世帯住宅を新築（購入）する場合 120万円
- 3) まちなかへの転入者<sup>\*3</sup>が3親等内の親族以外から住宅敷地を取得し、一般住宅を新築（購入）する場合 160万円
- 4) まちなかへの転入者が3親等内の親族以外から住宅敷地を取得し、二世帯住宅を新築（購入）する場合 220万円

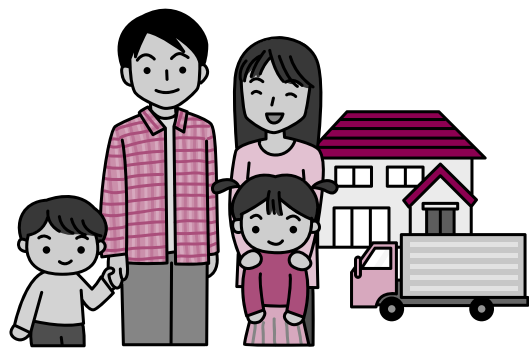
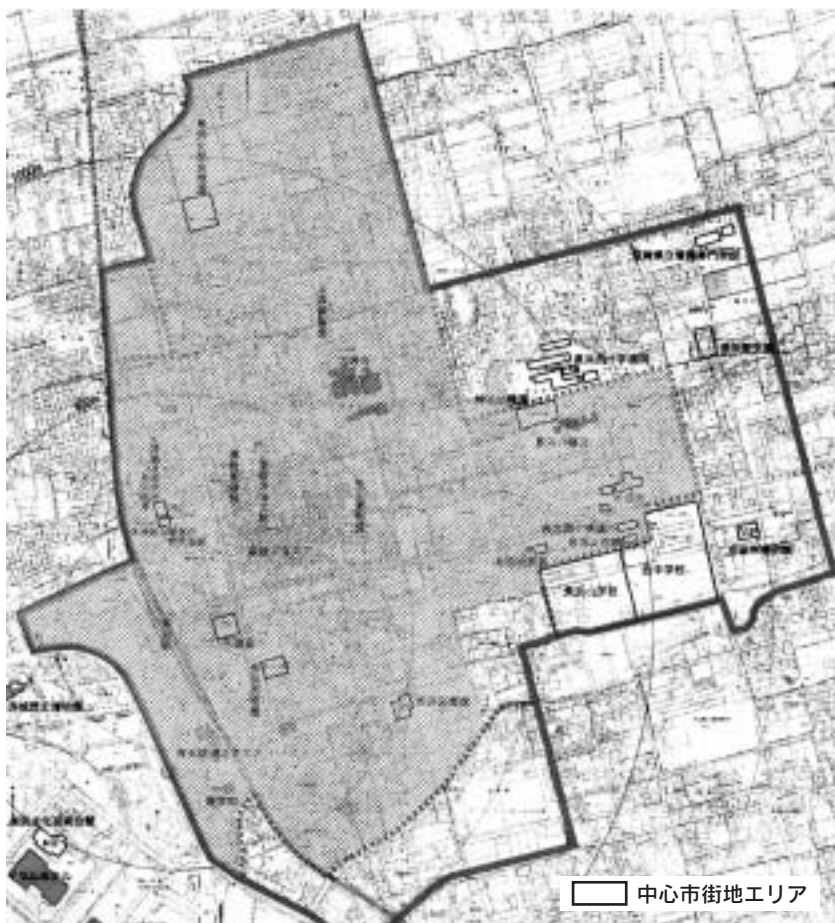
★まちなか共同住宅建築助成金

【助成額】 助成対象経費の1/20

【限度額】 住戸数に100万円を乗じた額

※制度によって、交付対象となる住宅の条件や提出書類等が異なります。詳しくは、下記まで問合せください。

まちなか居住推進重点区域



まちなか以外でも  
住宅の新築等促進助成金  
があります

地域経済の活性化を促進するため、市内本店業者で自宅を新築された人、新築住宅・マンションを購入された人に建築費用を助成します。  
詳しくは下記まで問合せください。

商工振興課 (☎65-8766)

◆用語の説明

- \*1 まちなかとは…長浜市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地エリアのうち、まちなか居住推進重点区域（地図参照）をいう。
- \*2 市内本店業者とは…法人は本店、個人は主たる事業所が市内にある事業者をいう。
- \*3 まちなかへの転入者とは…平成23年1月1日以降に新たにまちなかに住所を有した人で、平成22年1月1日から平成22年12月31日の間にまちなかに住所がない人をいう。